

# スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた 相談・支援体制の在り方について

広島県教育委員会

## 1 はじめに

近年、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。



そのような中、学校においては、児童生徒がこれからの厳しい時代を生き抜く力を育成することや、地域から信頼される学校を構築していく観点から、家庭、地域と相互に連携・協働し、社会全体で教育の実現を図ることが重要です。

また、暴力行為やいじめ等の問題行動に加え、不登校、児童虐待等、学校だけで対応するのは困難と思われる事例も多く見られることから、児童生徒の置かれている環境に働きかけ、学校と関係機関をつなぐソーシャルワークを充実させることが求められています。

## 2 スクールソーシャルワークの考え方

スクールソーシャルワークとは、「児童生徒の置かれた環境への適応力を高める支援」と、「環境に働きかけて問題を解決できるように調整する援助」を学校を基盤として行うものことであり、『ソーシャルワークの価値及び方法論』を踏まえることが大切です。

### (1) ソーシャルワークの価値

ソーシャルワークの価値とは、「すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置く」ということです。



### (2) ソーシャルワークの方法論

ソーシャルワークの方法論としては、個人と環境の不適合状態を解消する考え方から、環境とうまく折り合うことができるように対応力を高めるアプローチや、環境に働きかけて個人が安心できるように調整をするといった、個人と環境の双方に働きかけるアプローチなどがあります。

### (3) スクールソーシャルワークの考え方を踏まえた支援体制

課題を抱えている児童生徒が「何に困っているのか」、「置かれている環境に、どのような課題があるのか」など、個人と環境との関係に目を向け、背景を踏まえて対応する重要性について、教職員が共有することにより、支援のポイントが明確になってきます。

## 3 スクールソーシャルワークの進め方

スクールソーシャルワークの考え方を踏まえ、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、担任、部活動顧問、養護教諭等、教職員によるケース会議や、市町福祉課、こども家庭センター、警察、医療機関、教育委員会等、学校外の関係機関と連携したケース会議等を通して、情報を共有し、様々な視点を踏まえて共同プランニングをすること等により、一人で責任を抱え込みがちな教職員の緊張がほぐれ、硬直していた問題が好転するといった効果が期待できます。

### 【ケース会議】

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法のこと。



### (1) スクールソーシャルワークの基本原則

#### ア 子供の最善の利益

保護者や教職員の一方的なとらえ方ではなく、問題の当事者である児童生徒にとって、本当の利益は何かを考えることが大切です。

#### イ 自己決定

児童生徒に関わる判断がなされる場合は、他者の利益を侵害することがない範囲において、児童生徒の自己決定を踏まえながら対応の在り方を検討することが重要です。

#### ウ 秘密の保持

児童生徒から話を聞く際には、聞き取ったことは秘密として保護することを、児童生徒に伝え、安心させることが大切です。

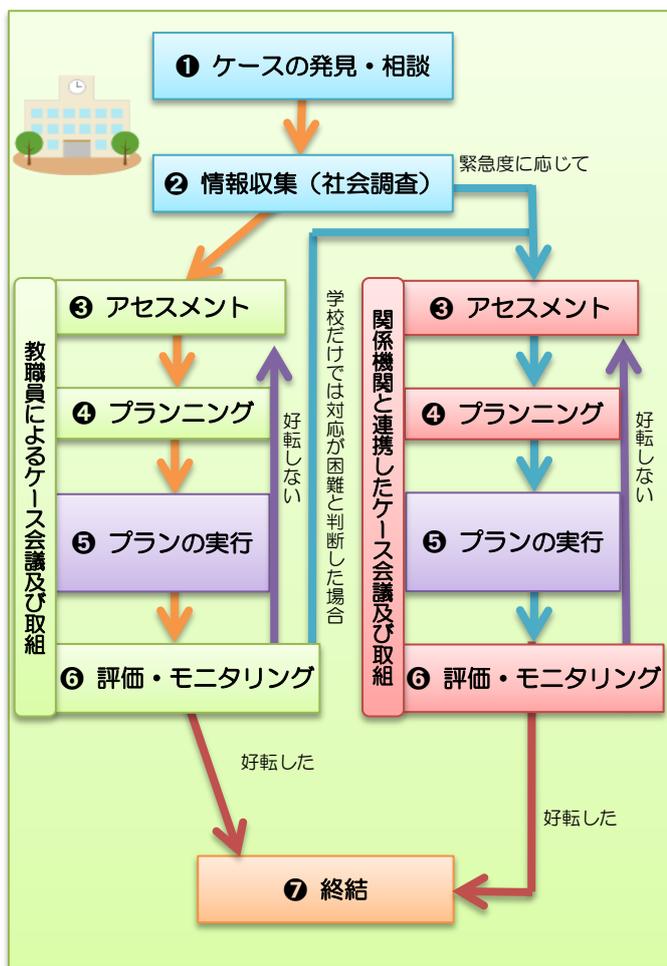


ただし、学校内や関係機関と情報共有する必要がある場合においては、「あなたを支援するために、あなたの話したことは関係する先生（や関係機関）に伝えた方がよい場合がある」と前もって確認するなどの配慮が必要です。

## (2) スクールソーシャルワークのプロセス

ソーシャルワークの展開プロセスは、以下のような一連の流れで行うものです。

### 展開プロセスのイメージ



アセスメント、プランニング、モニタリングは、ケース会議を開催して、関係者で行うことが有効です。

#### 【学校における日常の教育相談体制の確立】

アンケートや定期面談、呼出し面談等だけでなく、各教科等、休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる教育活動を通して、表情や姿勢、発言、学習態度などから、児童生徒の様々な情報を多面的・多角的に把握することが児童生徒の置かれた状況のアセスメントを深めることにつながります。



## ① ケースの発見・相談

担任による発見や家族・本人からの相談によるものが多いが、

スクールソーシャルワーカー

(以下、SSWという) 配置校においては、SSWが児童生徒



## ② 情報収集（社会調査）

発見・相談のあった事例について、詳しく担任や関係する教職員、必要に応じて本人や家族、また関係する機関、地域から情報を集めることです。

## ③ アセスメント

情報収集で得た家族や地域、関係者などの情報から、なぜこのような状態に至っているのか探る作業です。たくさんの情報から家族の理解を深めることは適切な援助につながり非常に重要な作業になります。

児童生徒が抱える課題が軽減あるいは解決するかどうかは、的確なアセスメントができるかどうかにかかっています。

## ④ プランニング

アセスメントに基づいて、事例に合った目標とプランを考えることです。目標は短期目標と長期目標があります。

特に、短期のプランニングにあたっては、翌日からでも具体的に取り組めるような目標設定であること、可能な限りプラン実行のイメージが具体的に持てるように話し合っておくことが重要です。

また、想定される危機的状況に陥った時の緊急対応の在り方についても共有しておくことが重要です。

## ⑤ プランの実行

ケース会議で話し合われた内容を具体的に行うことです。役割分担を担ったメンバーが、確実に自らの役割を実行するためには、プランニングにおいて、ケース会議参加者が共同で策定することが重要です。

## ⑥ 評価・モニタリング

それぞれの役割を担ったメンバーが、どのように動いたか、結果どうだったのかという方向で評価、見直しをすることです。

## ⑦ 終結

初めに立てた目標を一定程度、達成したところで終結となります。目標達成の判断にあたっては、ケース会議において一面的な判断にならないよう、プランを実行する中で把握した様々な状況を踏まえ判断します。その際、終結と判断した事例においても、一定期間は改善状況を追跡することが重要です。

### (3) ケース会議

#### ア 準備

##### (ア) 会議開催の調整

日程・場所・議題（目的）・参加者等を明確にします。

##### (イ) 情報の整理

それぞれの関係者は、自分が把握している情報を整理し、会議開催時に配付できるようにします。

##### (ウ) ジェノグラムやエコマップの活用

情報を整理する際、またケース会議でのアセスメントやプランニングを行う際には、ジェノグラムやエコマップを活用することが有効です。

【ジェノグラム（家族関係図）】  
多世代にわたる家族関係を  
図式化したもの。



【エコマップ（人間関係図）】【右図参照】  
福祉的なニーズ・課題を持った人に対して  
どのような社会資源（影響を及ぼす人や  
組織、機関等）があるかをマップにして、  
その相関関係を表したもの。

#### イ 流れ

##### (ア) 情報の共有

それぞれが持ち寄った情報を共有しながら事実関係を整理します。その中で、どこに注目すればよいか、何が課題か、不足情報は何か確認していきます。

##### (イ) 支援の方向性の明確化

「どんな家族なのか」「なぜこのような状態に陥っているのか」等、アセスメントと仮説を家族のニーズに合わせて支援方法を複数立て、優先順位を決めます。さらに、何を目標にすればよいか明確にし、長期的な目標に加えて、必ず短期目標・実行可能な目標を決めます。



##### (ウ) 具体的な支援方法の確認

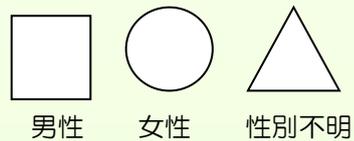
アセスメントと目標から、「誰が」、「誰に」「何を」、「いつまでに」、「どのように」行うかを明確にします。

#### ケース会議のポイント

- 会議開催時、終了時には守秘義務の確認をします。
- 管理職はメンバーに対し、実行へのねぎらいや、勇気付けの言葉かけを行うことが大切です。
- 事例をあげた教職員が見通しを持てたり、気持ちが楽になったりすることが重要です。

### ジェノグラム、エコマップの描き方（例）

#### ◆性別



#### ◆対象児童生徒（本人） 線を二重にして表す

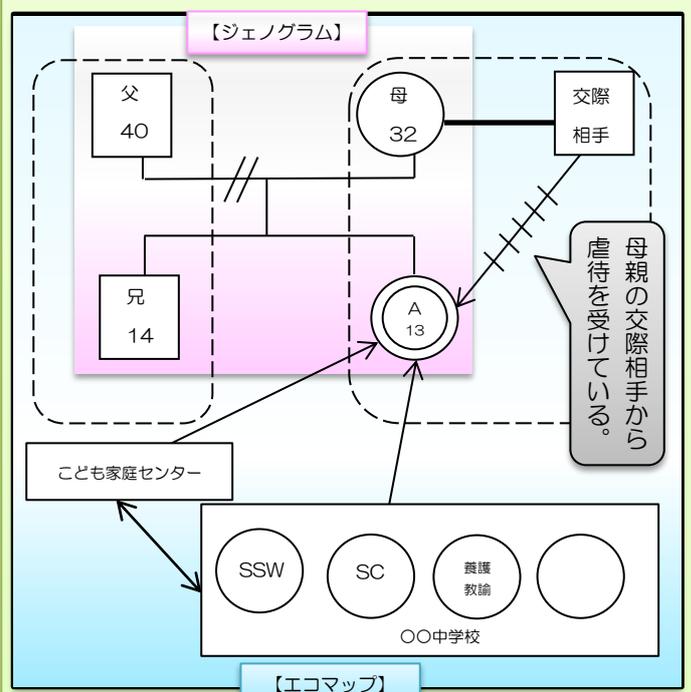


#### ◆情報の記入



枠内に、年齢、氏名、続柄など、把握している範囲で情報を加える。

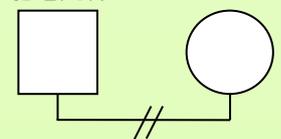
#### ◆同居は点線で囲む、兄弟姉妹（左から出生順）



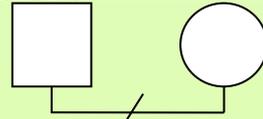
#### ◆婚姻関係



#### ◆離婚関係



#### ◆別居関係



#### ◆未婚関係



#### ◆関係性のライン

良好 —————  
普通 —————  
希薄 - - - - -

#### ◆死亡



ストレスのある関係 ———+———  
働きかけの方向 —————→

#### 4 関係機関との連携について

児童生徒の抱える問題や置かれた環境は複雑多岐に渡り、児童生徒の内面や行動を理解するには複数の専門的視点が必要になってきています。

また、児童生徒の不登校や問題行動の中には、家族の経済的問題や疾病、虐待などに起因し、福祉や保健、医療機関との連携なくしては、改善が困難なケースも見受けられます。

これらのケースでは、学校だけで対応することは困難で、学校として関係機関等と組織的・継続的に連携していくことが必要です。

##### (1) 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながります。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応が可能となります。

連携を図る関係機関等一覧表の作成例

分野	関係機関等	所在地	電話番号	担当者 職・氏名	備考
教育	〇〇市教育委員会				
	〇〇教育センター相談部				
	〇〇適応指導教室				
	〇〇中学校				
	〇〇小学校				
	〇〇幼稚園				
	〇〇公民館				
福祉	〇〇こども家庭センター				
	〇〇福祉事務所				
	〇〇市福祉課				
	児童自立支援施設(〇〇)				
	民生委員・児童委員				
	〇〇発達障害支援センター				
警察・司法	〇〇警察署				
	〇〇少年サポートセンター				
	〇〇家庭裁判所				
	〇〇少年鑑別所				
	〇〇保護観察所				
	保護司				
医療	〇〇保健所				
	〇〇病院				
	〇〇クリニック				
	〇〇				

##### (2) 連携を行う際の留意点

学校が関係機関との連携を行う際、次の点に留意して連携することが大切です。

###### ア 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めます。

###### イ 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めます。

###### ウ 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性(機関の機能の限界を含め)を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たります。

##### (3) 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、子供の虐待、非行等に対する支援を目的とした、地域の子供と家庭に対する援助のためのネットワークのことです。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が課せられ、平成20年改正では、支援対象を、要支援家庭(特定妊婦を含む)に拡大するとともに、調整機関に専門職の配置の努力義務が課せられるなど、地域協議会の機能強化が順次図られ、平成28年改正では、調整機関に専門職を配置することが義務化されました。

個別ケース検討会議を開催する際には、学校の管理職が当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼します。

会議の参加メンバーには、守秘義務が課せられ、会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い、各々の参加機関や個人の機能を活用し、地域に密着した支援を行うことが可能となります。



##### (4) 主な福祉機関

###### こども家庭センター(児童相談所)

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市に設置された行政機関で、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、原則として18歳未満の子供のあらゆる相談に応じています。

なお、広島県においては、こども家庭センターがその機能を担っています。

## こども家庭センターの連絡先

広島県西部こども家庭センター	082-254-0381
広島県東部こども家庭センター	084-951-2340
広島県北部こども家庭センター	0824-63-5181
広島市児童相談所	082-263-0694

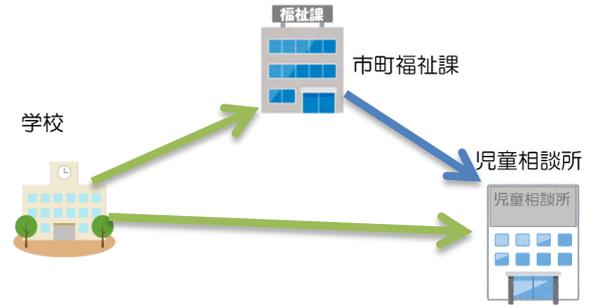
### 市町福祉課

各市町には、児童家庭相談及び虐待などに係る通告先があります。

### 市町福祉課の連絡先

市町	課名	電話番号
広島市	中福祉事務所	082-504-2739
	東福祉事務所	082-568-7794
	南福祉事務所	082-250-4160
	西福祉事務所	082-294-6519
	安佐南福祉事務所	082-831-5017
	安佐北福祉事務所	082-819-0639
	安芸福祉事務所 佐伯福祉事務所	082-821-2827 082-943-9773
福山市	ネウボラ推進課	084-928-1258
呉市	子育て支援課	0823-25-3599
竹原市	社会福祉課	0846-22-3544
大竹市	福祉課	0827-59-2148
東広島市	こども家庭課	082-420-0407
廿日市市	子育て応援室	0829-30-9129
江田島市	子育て支援センター	0823-42-2852
府中町	子育て支援課	082-286-3163
海田町	こども課	082-823-9227
熊野町	子育て・健康推進課	082-820-5609
坂町	民生課	082-820-1505
大崎上島町	福祉課	0846-62-0302
安芸高田市	子育て支援課	0826-47-1283
安芸太田町	児童育成課	0826-28-1969
北広島町	福祉課	050-5812-1851
三原市	保健福祉課	0848-67-6217
尾道市	子育て支援課	0848-38-9215
府中市	女性こども課	0847-43-7255
世羅町	子育て支援課	0847-25-0295
神石高原町	保健課	0847-89-3368
三次市	女性活躍支援課	0824-64-6011
庄原市	児童福祉課	0824-73-0051

平成31年3月現在



## 5 広島県におけるSSW活用事業について

SSWは、社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、課題の解決に向けて支援するスクールソーシャルワークの専門家のことです。

### (1) SSWの職務

広島県のスクールソーシャルワーカー設置要綱において、次のように示しています。

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整
- ウ 学校内のチーム体制の構築・支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等の研修活動 等

### (2) SSW活用事業の配置校数

平成30年度は、20中学校区及び4高等学校に配置しています。

#### 配置校数の推移

	中学校		高等学校	合計 (小学校入り)
	中学校区	中学校区内の小学校		
平成27年度	8	29	2	39
平成28年度	10	32	2	44
平成29年度	14	41	2	57
平成30年度	20	53	4	77

## 6 スクールソーシャルワークの視点を踏まえた取組事例について

SSW配置校においては、校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実することに加え、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について、全教職員が理解し、協働して取り組むことが重要です。

またSSW配置の有無にかかわらず、全ての学校において、児童生徒が「何に困っているのか」「何が課題の要因になっているのか」など、社会的要因も含め、組織でアセスメントを行い、解決方法を考えていくことが大切です。

## 取組事例 1 【問題行動への指導の中で、児童虐待を発見したケース】

### 1 ケースの発見・相談

- (1) 当該児童は多動で落ち着きがなく、授業中に大声を出したり、暴言を吐き教室を飛び出したりする等、粗暴行為を繰り返していた。
- (2) 5月の連休明けから、担任は気になる児童として、学年会で当該児童について報告する回数が増えてきた。
- (3) 学年会でケース会議を開く必要性が話し合われ、管理職がケース会議のメンバーを決定しケース会議開催に至った。

#### ケース会議のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、前年度担任、養護教諭

### 2 アセスメント

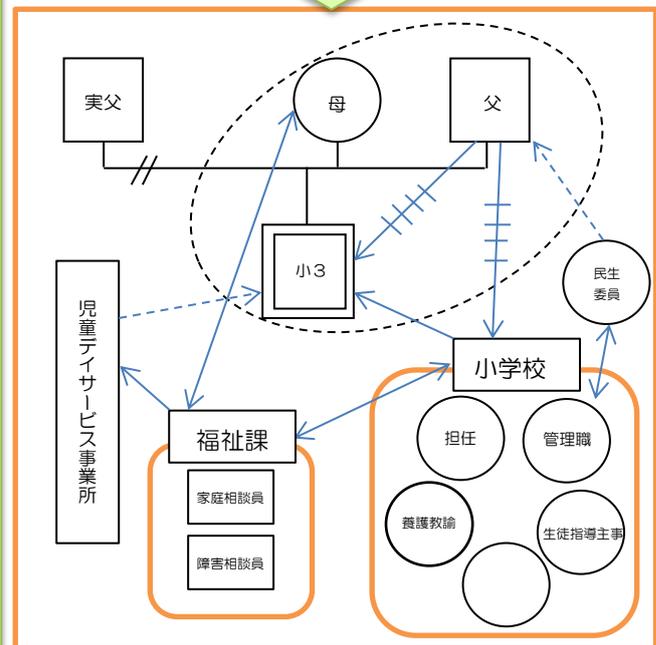
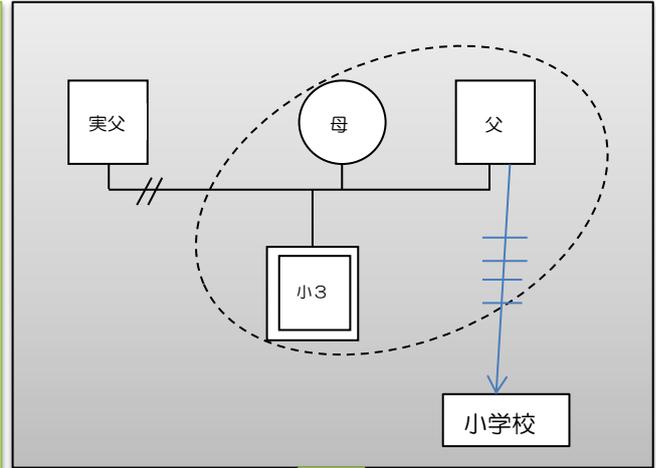
- (1) 昨年度、母親が再婚した。
- (2) 家庭連絡をすると、父親は学校の指導方針等にクレームをつけることがある。
- (3) 朝の挨拶運動をしている生徒指導主事は、最近特に当該児童の表情が曇っていることが気になっていた。
- (4) 当該児童は今年度転勤したばかりの担任の指示を聞かないことが多い。
- (5) 養護教諭は、腕に古く汚れた湿布を貼っていたり、衣服が汚れていたりすることを気にしていた。

### 3 プランニング

- (1) 当該児童の情報収集を行う。
- (2) 担任は当該児童に肯定的な言葉かけを行い、気持ちが落ち着かない時には保健室に行くように声かけを行う。
- (3) 当該児童が保健室に来た際は、養護教諭は当該児童に寄り添い、家庭での状況を聞く。

### 4 取組の成果

- (1) 養護教諭は、当該児童から再婚相手の父親から叩かれたり、夕食を食べさせてもらえなかったりすることがあることを聞き取った。
- (2) 管理職が、福祉課に児童虐待の通告を速やかに行うことができた。
- (3) 福祉課の家庭児童相談室、家庭相談員は母親から当該児童の発達障害について相談を受けており、児童デイサービスへつなぐことを決めた。



#### 取組のポイント

- (1) **速やかな通告（通告義務）**  
虐待が疑われたため、虐待が疑われる事案として、福祉機関への通告を行うことが必要です。  
【児童虐待防止法 第6条】
- (2) **キーパーソン**  
当該児童からの聞き取りは、当該児童と最良の関係を築くことができる教職員がキーパーソンとなり、児童から話を聞き出すことがポイントです。
- (3) **アセスメントの重要性**  
ケース会議では、参加者の些細な情報も、全てホワイトボードに記入するなどし、可視化した状態で情報の共有を行うことが重要です。その際、情報を時系列にまとめるとよりアセスメントを深めることができます。

## 取組事例 2 【連続欠席する生徒の支援から、経済的困窮に対応したケース】

### 1 ケースの発見・相談

- (1) 当該生徒は、2学期から学校を欠席することが増え始め、3学期以降はほとんど学校に登校せず欠席日数が30日を越えた。
- (2) 担任が家庭訪問をして母親と話をするが、その日の気分によって、感情的に話す時があり、当該生徒の登校に向けた前向きな話し合いができずにいた。

#### ケース会議のメンバー

小学生の妹も同様の傾向がみられることから、小学校の関係者も出席する。  
小・中学校…校長，教頭，生徒指導主事担任，養護教諭，SSW  
※2回目以降  
(福祉課，自立相談支援機関)

### 2 アセスメント

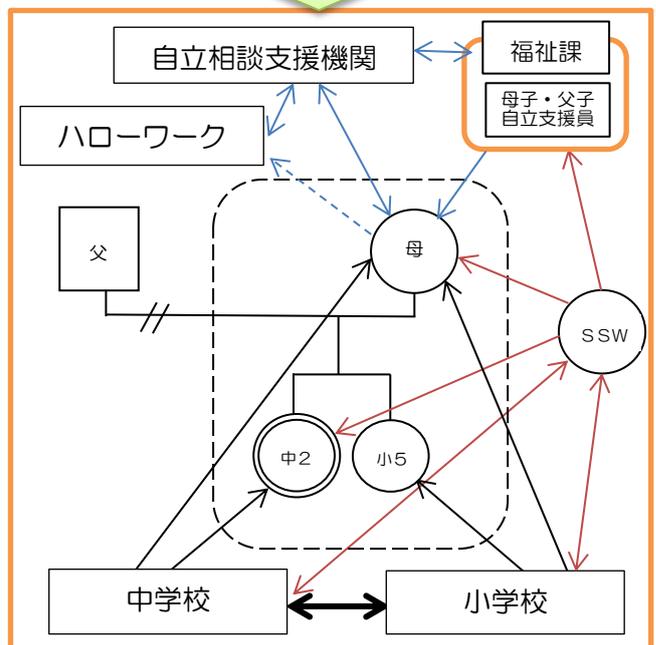
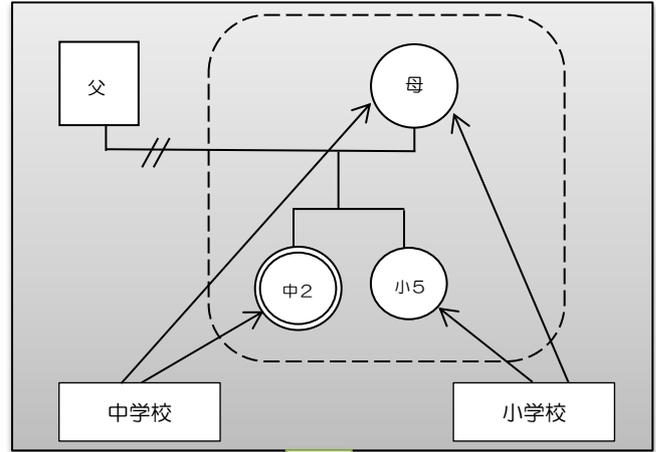
- (1) 当該生徒宅はひとり親家庭であり、母親と妹の3人で生活している。
- (2) 母親は現在、無職であり、経済状況は厳しい。
- (3) 当該生徒が朝、起きられないのは、夜中にスマホに夢中で、昼夜逆転の状態になっている。
- (4) 妹も同様に、生活リズムが崩れている。
- (5) 当該生徒の母親が、仕事を辞めて、家庭内の経済的な不安が子育てに影響していることがわかった。母親自身も生活リズムが崩れ昼夜逆転の状態になっていた。

### 3 プランニング

- (1) SSWは福祉課と連携し、母親を母子・父子自立支援員へつなぐよう働きかける。
- (2) 小中連携により、定期的に当該児童生徒の情報を共有する。
- (3) 中学校と小学校の担任が連携しながら、当該生徒の母親との面談を定期的に重ねる。

### 4 取組の成果

- (1) SSWは母親への肯定的な声かけを継続しながら信頼関係を構築し、福祉課の母子・父子自立支援員と連携し、ハローワークへ同行した。
- (2) 就労意欲もあり、離職による生活困窮のため、自立相談支援機関による住居確保給付金を利用した。
- (3) 母親が就労したことにより、家庭内の生活リズムの好転が見られ、当該生徒、小学生の妹と共に、登校する日数が少しずつではあるが増えてきた。



#### 取組のポイント

##### (1) 校内ケース会議の開催（小中連携）

本事案のように、当該生徒に姉妹が他の学校にいる場合、姉妹が所属する学校の教職員にも、ケース会議への参加を促すことが重要です。アセスメントを行う際は、より多くの情報が集まる工夫をしてください。

##### (2) 福祉サービスへつなぐ

SSWが母親の就労支援のため、福祉課と連携し自立相談支援機関のサービスにつなぐ一方で、学校として当該生徒の支援を継続して行うことも大切です。

##### (3) 背景要因の把握

児童生徒に表れている課題に対して、児童生徒が生活している環境を把握しながら、支援方法を決定していくことが大切です。そのためにも、ケース会議で行われる「アセスメント」が重要となってきます。

## 7 おわりに

全ての学校において、児童生徒の相談・支援体制を充実させることはとても重要です。

その際、児童生徒の置かれている環境に働きかけることや、関係機関と連携しながら支援していくといったスクールソーシャルワークの考え方を教職員が理解・実行することで、児童生徒に対する、相談・支援体制の構築が充実されていきます。

これからの各校の教育相談に関する取組が更に充実し、学校・家庭・地域の関係者が一体となって協働することで、辛く苦しい思いをしている児童生徒が将来への希望を持ち、自己実現に向け望ましい姿につながることを期待しています。



### 【参考文献】

- 「生徒指導提要」  
平成 22 年 3 月 文部科学省
- 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」  
平成 20 年 12 月 文部科学省
- 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」  
平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議
- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」  
平成 27 年 12 月 中央教育審議会
- 「生徒指導資料第 4 集学校と関係機関等の連携～学校を支える日々の連携～」  
平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所  
生徒指導研究センター
- 「スクールソーシャルワーカー設置要綱」  
平成 30 年 広島県教育委員会
- 「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」  
平成 30 年 広島県教育委員会
- 「生徒指導のてびき（改訂版）」  
平成 22 年 3 月 広島県教育委員会
- 「SSW活用マニュアル」  
やまぐち総合教育支援センター